

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊達市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県伊達市教育委員会

## 公表日

令和8年3月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援に関する事務とは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他関係法令の規定に基づき行う、子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)、子どものための教育・保育給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施等の事務をいう。 伊達市は、当該事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の照会を行う。
③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	伊達市教育委員会 こども部 こども未来課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福島県伊達市教育委員会教育部教育総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-573-5852
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	【子ども・子育て支援システムに関して】 福島県伊達市教育委員会こども部こども未来課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-573-5691 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 福島県伊達市総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1159
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成27年9月16日 時点	平成29年8月1日 時点		
平成29年8月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成27年9月16日 時点	平成29年8月1日 時点		
平成30年4月1日	I .5.②所属長	こども育成課長 萩原 孝之	こども育成課長 森林 敏昭		
平成30年9月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点		
平成30年9月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点		
令和1年6月26日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点		
令和1年6月26日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点		
令和1年6月26日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども・子育て支援システム	1. 子ども・子育て支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー		
令和1年6月26日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一の94の項	・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の8の項 ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の94の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条(児童福祉法関係) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条(子ども・子育て支援法関係)		
令和1年6月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号及び別表第二別表第二における情報照会の根拠 別表第二の116の項	<参照情報と根拠> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二の13、16、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の13項関係:第10条の3(児童扶養手当関係情報) 別表第二の16項関係:第12条(住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、障害者関係情報) 別表第二の116項関係:第59条の2(住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報) <提供情報と根拠> 提供情報なし		
令和1年6月26日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	福島県伊達市教育委員会教育部教育総務課 郵便番号960-0792 福島県伊達市梁川町青葉町1番地 電話番号024-577-3245	福島県伊達市教育委員会教育部教育総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-573-5852		
令和1年6月26日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福島県伊達市教育委員会こども部こども育成課 郵便番号960-0792 福島県伊達市梁川町青葉町1番地 電話番号024-577-3141	【子ども・子育て支援システムに関して】 福島県伊達市教育委員会こども部こども育成課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-573-5691 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 福島県伊達市総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1111		
令和1年6月26日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一の94の項	・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の8の項		
令和1年6月26日	IV リスク対策	-	記載のとおり		
令和2年7月29日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点		
令和2年7月29日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点		
令和4年2月17日	5. 評価実施期間における担当部署	伊達市教育委員会 こども部 こども育成課	伊達市教育委員会 こども部 こども未来課		
令和4年2月17日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	【子ども・子育て支援システムに関して】 福島県伊達市教育委員会こども部こども育成課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-573-5691 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 福島県伊達市総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1111	【子ども・子育て支援システムに関して】 福島県伊達市教育委員会こども部こども未来課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-573-5691 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 福島県伊達市総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1111		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 4.②「法令上の根拠」	<p>&lt;参照情報と根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二の13、16、116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の13項関係:第10条の3(児童扶養手当関係情報)</li> <li>別表第二の16項関係:第12条(住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、障害者関係情報)</li> <li>別表第二の116項関係:第59条の2(住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報)</li> </ul> <p>&lt;提供情報と根拠&gt;</p> <p>提供情報なし</p>	<p>&lt;参照情報と根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二の13、16、116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の13項関係:第10条の3(児童扶養手当関係情報)</li> <li>別表第二の16項関係:第12条(住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、障害者関係情報)</li> <li>別表第二の116項関係:第59条の2(住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報)</li> </ul> <p>&lt;提供情報と根拠&gt;</p> <p>提供情報なし</p>		
令和4年3月10日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和2年7月1日時点	令和4年2月1日時点		
令和4年3月10日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和2年7月1日時点	令和4年2月1日時点		
令和5年3月10日	I . 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	<p>【子ども・子育て支援システムに関して】</p> <p>福島県伊達市教育委員会こども部こども未来課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-573-5691</p> <p>【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】</p> <p>福島県伊達市総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1111</p>	<p>【子ども・子育て支援システムに関して】</p> <p>福島県伊達市教育委員会こども部こども未来課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-573-5691</p> <p>【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】</p> <p>福島県伊達市総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1159</p>		
令和5年3月10日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点		
令和5年3月10日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点		
令和6年3月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点		
令和6年3月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点		
令和7年3月1日	I 3.「法令上の根拠」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の8の項</li> <li>・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の94の項</li> <li>・番号法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条(児童福祉法関係)</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条(子ども・子育て支援法関係)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項別表127の項</li> </ul>	事後	
令和7年3月1日	I 4.②「法令上の根拠」	<p>&lt;参照情報と根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二の13、16、116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の13項関係:第10条の3(児童扶養手当関係情報)</li> <li>別表第二の16項関係:第12条(住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、障害者関係情報)</li> <li>別表第二の116項関係:第59条の2(住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報)</li> </ul>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>なし</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 155の項</li> </ul>	事後	
令和7年3月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和6年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和6年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和8年3月2日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和7年2月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年3月2日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和7年2月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	